

## 琉球大学教育学部附属中学校教育後援会規約28条奨学寄附金に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、琉球大学教育学部附属中学校教育後援会(以下「教育後援会」という。)規約第28条に基づき、教育後援会が募金する奨学寄附金について以下のとおり定める。

### (意味及び目的)

第2条 奨学寄附金は、教育後援会会員の善意に基づく自発的な意思による教育後援会規約第4条第4号の事業を助成するための寄附金のことをいう。

### (寄附対象者)

第3条 寄附対象者は、寄附に同意する保護者とする。

### (寄附の納入方法)

第4条 寄附金は1口4,800円とし、一括又は分割で出損することができる。

### (寄附の方法)

第5条 奨学寄附金は「附属中学校教育助成」として、分割で教育後援会会長名で琉球大学に寄附金として委託するものとする。

### (事務)

第6条 奨学寄附金は、教育後援会事務局が事務を担当する。

### (会計年度)

第7条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (情報公開)

第8条 教育後援会は、琉球大学に対して奨学寄附金の執行に関する帳簿等に係わる情報の公開を請求することができる。

附則 この細則は、平成28年4月1日から施行する。  
その改廃については理事会で行う。